

第四十三回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第十三号

昭和三十三年三月七日(木曜日)

午後二時十九分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君
理事 小澤 太郎君 理事 額田 彌三君
理事 高田 富與君 理事 太田 一夫君
理事 阪上 安太郎君

伊藤 轍君 宇野 宗佑君
大沢 雄一君 龜岡 高夫君
久保田 次君 田川 誠一君
山崎 巖君 川村 繼義君
松井 誠君 門司 亮君

出席政府委員

自治事務官 奥野 誠亮君
(財政局長)
自治事務官 松島 五郎君
(大臣官房参事)
自治事務官 山本 悟君
(財政局交付税課長)
専門員 曾根 隆君

三月二日
委員久保田次君、田川誠一君、前田義雄君、及び成田知巳君辭任につき、その補欠として小坂善太郎君、今松治郎君、保科善四郎君及び渡辺惣蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員渡辺惣蔵君辭任につき、その補欠として成田知巳君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員小坂善太郎君辭任につき、その補欠として成田知巳君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第二号 地方行政委員会會議録第十三号 昭和三十三年三月七日

補欠として久保田次君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日

委員今松治郎君及び保科善四郎君辭任につき、その補欠として田川誠一君及び前田義雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員中嶋英夫君辭任につき、その補欠として川村繼義君が議長の指名で委員に選任された。

三月四日

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三四号)(予)

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三五号)(予)

同日
水道料金の徴収を銀行等に委任の請願(二階堂進君紹介)(第二九二号)

地方公務員共済組合法の一部改正に関する請願(上村千一郎君紹介)(第一七二八号)

同(内藤隆君紹介)(第一七一九号)

同(島上善五郎君外一名紹介)(第一八三二号)

地方自治関係団体職員の共済制度化に関する請願(丹羽喬四郎君紹介)(第二〇三三号)

三月六日
激甚災害に対処するための特別の財

政援助等に関する法律の一部改正に関する陳情書(九州地方知事会長大分県知事木下郁)(第二六五号)

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の改正に関する陳情書(九州地方知事会長大分県知事木下郁)(第二六六号)

同(第二六六号)

国の直轄事業負担金の事前協議等に関する陳情書(九州地方知事会長大分県知事木下郁)(第二六七号)

軽油引取税を市町村に配分に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第二六八号)

未開発地域振興対策促進に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第二六九号)

同(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第二七〇号)

同(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第二七〇号)

同(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第二七〇号)

同(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第二七〇号)

同(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第二七〇号)

同(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第二七〇号)

同(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第二七〇号)

財源の地元還元に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

同(第二七五号)

島根県議会議長真田龜一外四名(第四五二号)

地方債計画額等増額に関する陳情書(関東一都九県議会議長会代表東京都議会議長長瀬順外九名)(第二八三三号)

災害対策基本法に基づく復旧事業の完全実施に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡岡県町村議会議長長篠原博)(第三二九号)

同(第三二九号)

同(第三二九号)

同(第三二九号)

同(第三二九号)

同(第三二九号)

同(第三二九号)

同(第三二九号)

同(第三二九号)

同(第三二九号)

同(第三二九号)

(秋田市中谷地町四番地秋田県消防協會長松野盛吉)(第三九四号)

消防施設に対する補助増額に関する陳情書(秋田市中谷地町四番地秋田県消防協會長松野盛吉)(第三九五号)

都道府県民税の軽減に関する陳情書(八尾市議會議長谷口安吉)(第三九七号)

地方議會議員共済制度改善に関する陳情書(水戸市南三の九百七番地茨城県町村議會議長長猪瀬利一)(第三九八号)

宮城県立農業短期大学に対する特別交付税増額等に関する陳情書(宮城県議會議長長猪瀬利一)(第四〇六号)

災害訓練参加者の損害補償に関する陳情書(宮城県議會議長長猪瀬利一)(第四三六号)

国の直轄事業に対する地方負担率軽減に関する陳情書(中国五県議會議長代表長猪瀬利一)(第四五三三号)

青少年の非行化防止対策強化に関する陳情書(四国四県議會議長代表長猪瀬利一)(第四五四号)

代表愛媛県議會議長長猪瀬利一(第四五四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二二号)

○永田委員長 これより會議を開きます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。通告がありますので、順次これを許します。川村義典君。

○川村(経)委員 地方交付税の審議に入っておりますのでございますが、私それに関連をいたしまして、初めに地方財政計画について少しお尋ねをしてみたいと思います。

本年度、三十八年度の地方財政計画の説明を先ほど拝見したのであります。三十八年度の財政計画の規模は昨年度に比べて三千四百八十六億の増加で、それは一五・三%の増になっておるようであります。私がきょうお尋ね

いたしたいと思いますことは、財政課長の方におかれてもただ単なる言ひわけではなくて、ほんとうに地方財政を運営していく場合に、この計画で妥当なのかどうなのか。つまり財政計画策定にあたって、いろいろやはり問題が

あったと私は思うのです。はたしてこれで地方財政運営の目標なりあるいはその指針たり得るものであろうかどうか、こういう気持ちでお尋ねいたしますから、それぞれの計画について、この

点はこういうところに問題があるというふうなところを率直にお答えいただければいいのではないかと思います。

そういうつもりでぜひお聞かせを願いたいと思っております。

そこで、まず第一にお尋ねしたいことは、三十八年度の計画を見る場合に、私がいさよもちょうど問題にしたことがございましたが、地方財政の決算との問題でございまして、と申し上げ

ますのは、御承知の通り三十六年度の決算を見てみても、やはり計画との相当のズレがある。これは当然でござい

ましよう、決して一致するとかなんとかいう筋合いだとは思っておりませ

んが、あまりにも開き過ぎるというこ

とは、すなわち考えて、やはり地方の団体の必要とする財政需要、それにこたえられないものが財政計画の中にあ

るのではないかと、こういう点が私、気

になるわけでありまして、その点で、一

つ、二つ初めに指摘させていただきま

す。全部を申し上げておると時間をと

って大へんだと思っております。大き

く気のつく点をちよつと指摘いたしま

すと、たとえば一般行政経費につい

て、昭和三十八年度は五千四百十六億

の歳出規模になっておるようでござい

ます。これは三十七年度が四千六百六

十億の計画でございまして、それ

に比べると七百五十五億の増加にな

っております。ところが今度は昭和

三十七年度の計画と昭和三十六年度の

計画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

画を見ても、昭和三十六年度の計

題、児童保護等々のこういう問題を考

えますと、これはもつと増加計画が生

まれてくるのではないかと、こう思うの

が一つの問題でございまして、

それから同じように第二の点として

私が気になりますのは、投資的経費で

あります。この投資的経費の歳出の面

を見てみますと、今のようになつてみ

ますと、三十八年度は九千四百十三億

の計画、昭和三十七年度は七千九百四

十四億の計画ですから、千九百九十九

億の増加計画を見ても、ところが昭和

三十七年度と昭和三十六年度の計画を

見てみると、昭和三十六年度の計画を

見てみると、昭和三十六年度の計画を

違っております点で、財政計画では、一般行政経費におきましても、一般的な行政経費を計上することについていたしております。特定の財源等を基礎にいたしまして、原則として計上いたしております。たとえば一般行政経費について申し上げますと、年度の途中で電力会社等の増資が行なわれ、場合の出資というふうなものが、ワタタの起債によって現実になされておりますが、これは計画の中に最初から含まれていなかった、こういうふうなものがございます。さらには年度内の償還金を財源にして、最近では地方団体において貸付金というふうなものが相当大幅にふえております。いわば歳計現金の運用の一形態のような形ではございますが、経理を明確にするという趣旨から、その金が入りますたびに、あるいは出ますたびに、それぞれ歳入歳出予算に計上いたしまして運転をいたしておられるというふうなことがあられるわけでございます。この額が、たとえば昭和三十六年度では九百十八億円という巨額に上っているわけでございます。これはどちらかと申し上げますと、今御説明申し上げましたように、歳入歳出同額という決算の形態になって現われてくるものでございまして、いわば現金運用に属するようなものでございまして、財政計画では取り上げていないわけでございます。

また、さらに民間企業等から工事を関連して委託を受けてやるというようなものもございまして、こういうふうなものもあらかじめ標準的な事業として財政計画で予定をいたすことができませんので、そういうものが計上されておりますが、昭和三十六年度で申し

ますと、五十五億円程度という事業がございまして、かれこれそういった点を考えてみますと、千五百億円ぐらいはそういう経費に属するものであって、大体財政計画と決算との立て方と申しまして、つくり方の相違に基づくものであろうというふうなうに推測をいたしておられるのでございます。しかしながら、御指摘のように、なるべく地方団体の財政運営の実態に即して財政計画をつくる必要があることは申すまでもございせんので、たとえば昭和三十六年度には、いわゆる財政計画については大幅な、いわゆる規模は正というものを行なったのでございまして、今後ともその経費の実態に即して検討を重ね、分析をいたしまして、財政計画としてとるべきものはできるだけ取り入れていく、こういう方向で鋭意努力いたしたいと考えております。

また、第二点の御指摘がございまして、投資的経費が来年度の計画では千九百九十九億しかふえていない、じやないか、また前年度は千六百九十七億ふえたではないか、投資的経費の伸びが絶対額においても鈍化しておるのではないかと御指摘でございますが、これは数字の上では御指摘の通りでございますが、昭和三十三年度におきまして、投資的経費のうち増加いたしまして、その中身を分析して参りますと、公共災害復旧事業費、単独災害復旧事業費を合わせまして、前年に対して三百六十七億ばかりふえておりますので、それを差し引きしました一般建設事業費の増加額を見ますと、千三百三十八年度は、総体では千九百九十九億円の増加でございますけれども、災害復旧事業

業費が三百二十二億円減少いたしておりますので、この分が結局は実質的には一般建設事業ではふえておるわけでございますので、それを除外して考えますと、千五百二十一億円の増加でございます。前年度の増加額よりも約二百億程度増加が大きい、こういうことになっておるのでございます。

○川村(継)委員 私がお尋ねいたしました第二点の、一般の行政費が総額において前年度よりも落ちておる、あるいは投資的経費が前年度よりも非常に落ちておる、これは、これについては今御説明をいただきましたが、今の御説明の中で、落ちておる大きな理由は災害経費が落ちておるということと、その他の普通建設等についてみると、むしろ増加しているのではないかと、こういうお話でありまして、それは皆さんの方でもいろいろごまかに試算をしておられますから、おそらく実際はそうであらうかと思っておりますけれども、たとえば一般行政経費について見ますと、昭和三十六年度は昭和三十五年度に比べて六百八十一億の増加を見ておる。昭和三十七年度は三十六年度に比べて八百二十二億の増加を見ておる。これは七百五十五億と、落ちておる。それから投資的経費にいたしまして、昭和三十六年度は前年度に比べて千五百一十一億の増加を見ておる。三十七年度は前年度に比べて千六百九十七億の増加を見ておる。三十八年度は前年度に比べて千九百九十九億の増加でしかない。先ほど御説明のように、災害関係経費で減っているから、こういう話でございますけれども、それにしても、普通建設その他のこの見方が辛過ぎると申しましようか、どうも実態に

そぐわない計画になっておるのではなからうか、こういう気がいたしますからお尋ねしているわけです。

それから決算の問題は、いろいろ計画と違うのは、先ほどお話しした通り私よく了解いたします。ただ、決算との関係において、もう一点あわせて私が聞いておかねばならないと思っております。たとえば昭和三十六年度の決算は、一般行政費において計画額よりも千二百八十七億多く決算に出てくる。その理由は先ほどおっしゃったような各種の要因がございまして、おそらく昭和三十三年度の決算が出るならば、昭和三十三年年度の計画に比べてもっと大きな決算の額の増加が見られるのではないかと、こう私は推測をしておるわけですが、同様なことは三十五年度の計画と決算を見ても言えるわけですが、今の一般行政経費についての数字であります。投資的経費につきましても、これはいろいろお話のような要因がございまして、決算と計画を比べると、三十六年度は二千四百億円の決算額が上回った数字が出ておる。三十七年度はおそらくこれまた決算が出るのと計画よりもっと大きな上回った決算が出るのじゃないかと、こう推測されるわけですが、そこで私が心配になりますのは、決算と計画額の違い、それはよくわかりまして、お話し通りでございますけれども、決算の額は、やはりその中身の大部分は、その地方自治体が必要とする経費ではないかと、ところが、こう計画額と開いておるといことは、決算の見積もりにおいて、地方自治体の財政運営にマッチしないところの計画になっておるのではないだろうか。もしもそう

だとするならば、その原因は一体どこにあるのか。もっと率直に申し上げますと、たとえば国庫負担額の問題、あるいは国庫負担額の基本のつくり方の問題、あるいは補助率の問題、そういうようなものがいろいろと内蔵されておるから、結論は私が今申し上げたような計画額とならざるを得ない。しかし実際は決算に見られるように、計画額を相当上回る財政支出を地方団体はおっしゃったような理由がいろいろあるに、そのような理由がいろいろあつて計画というものが立てられる。そこに大きな問題がひそんでおるのではないかと、こういうことを私は心配をいたしておるわけですが、その点についてもう一度聞かせていただきたいと思います。

○松島説明員 お尋ねの点は、先ほど決算との食い違いにおきましますもな原因について申し上げたわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたような理由がそれぞれ濃厚であると考へられますものによつて決算と違つて参りますものほかに、御指摘のように財政規模の見方が少ないというところから起つてくる問題もあらうかと思ひます。昭和三十五年度にはそういう点を勘案いたしまして、たとえば単独事業におきまして約五百億の規模は正を一律に行なつた事例もございまして、私どももその起つてくる原因を常に分析をいたしまして、その起つてくる理由に従つて是正すべきものは是正をしていく、こういう態度で進んで参つておるわけでございます。今後とも御指摘の点、十分考慮いたしまして、

その態容が必ずしもこの市町村においても同じでないという事情もございますので、やはり基地交付金という制

度が別途ございますが、それでもなお対応し得ない面については、個別的に実態に即しますようにしていくことが適当ではないか、かような考え方から特別交付税を交付するというような措置を講じてきていくわけでございます。

○門司委員 今のお話でありますが、特別交付税というお話がございましたが、特別交付税を設けた趣旨というものは、必ずしもこれに当たらない。しかも地方交付税はどこまでも普遍的なもので、特別交付税で他に処置し得るものがあるとするならば、やはり当然他に処置すべきではないか。今農業改善事業が普遍的に全部行なわれておるかといえ行なわれはしない。日本全国みなくとも行なわれてはいない。また今そういうものを計画して受け入れるよりは、その条件をむしろ返上しておるところが多いくらいだと思う。農民が借金だけ背負わされて、あとうまくいかぬかわからないようなものを普遍的にやる必要は毛頭ない。だからそういうことは私は困ると思うのです。私が言っておりますのは、かりに問題になる国有財産所在市町村に対する交付金が、明らかに固定資産税相当額だということが言い得るなら、まだしも一つの問題はある。しかしこれもきわめて少ないのでありまして、自治省が計算しても、私も計算しても、予算に見積もられておる額よりもやはり三億ないし五億くらいの開きがあると思う。これが十分でない、やっておるというが十分でないというならば、やはり私はこれについて特別に考慮してもらいたい。こう

いうふうに考えて今お聞きをしておるのだが、どうも自治省の方ではあまり考えていないらしい。このことは実際私はけしからぬと思っておるのです。行政を行なうのに一番むずかしいのは住民の協力であります。それから住民の感情であります。住民の感情と理事者との間に非常に大きなそががあったのでは行政は行なわれぬ。だから地方行政で一番むずかしいのは、やはりそういうところであるとしか考えられない。そうしますと、基地を持っております市町村というのは、あるいは市街地にしても同じであります。それから村。帳面づらのいろいろな問題は数字的にある程度片づくとしても、感情の問題がどうしても残ってくる。そこで問題になって参りますのは、感情の問題をどういうふうによわらげていくかということが、先ほどお話のあった、また私も考えております基地周辺に対する特別の法律をこしらえたらどうか、こういう問題になるうかと考えます。そういう問題を自治省が考えていないとするなら、同時にまた交付税の中にこれが入れられないというならば、もう一つの段階で一つ考えてもらわなければならぬのは、固定資産税相当額のものではなくて、数字的に出ておるかどうかということになります。例の国有資産等の所在市町村に對する交付金の算定の基礎をこの場合に明らかにしてもらいたい。そしてこれが固定資産税相当額になっておるかどうか、このことは実際非常にむずかしいと思うのです。私はこういうことを簡単に言いますけれども、むずかしいというのには、自治省においては算

定は困難ではないかと考えられますのは、実は米軍の基地の中には米軍の財産があります。これは日本の政府が行ってこれを調べるといっても、町役場の諸君が調べていて、あるいは固定資産税の調査員が米軍の基地に入っている、お前の財産はどのくらいあるか、おれは調べたのだといっても連中はなかなか応ずるものではない。そうすると結局ここでめくらになる。大体このくらの建物があるからこのくらいだろうという形にならざるを得ない、私はそう考える。だからこの機会に聞いておきますが、米軍所有の土地は連中は持っていると思いが、ドル資産で建てられた固定資産に對してどういうふうな大体見積る算定の基礎ははつきりしておるかどうかということ、この機会に私ははつきりしておいてもらいたいと思っております。

○奥野政府委員 基地の問題について政府の配慮が不十分だというおしかりをいただいたわけでありまして、地方交付税上の措置といたしましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金、これを基準財政収入額に算入しないかわりに、同時に基準財政需要額についても特別にそういうものを取り上げない。しかし別途特別交付税ではできないだけめんどろを見ていこうというふうな態度をとっておるわけでありまして、交付税上の措置はそれといたしまして、別途予算の補助を国が若干やっておるわけでございますが、これは御指摘のやうに不十分だといえそういう問題はあろうかと思ひます。

なドル資産の問題は、これは基地交付金を配分いたします場合に二割の特別交付金の対象にいたしておるわけでございますが、税務局が所管いたしておるものでございまして、今その資料を持ち合わせておりませんので、後刻御連絡させていただきますと思ひます。

○門司委員 それはそういうことにならざるを得ないことだと私は思ひます。そういう問題があるから、当該地方の自治体としては非常に大きな問題になりはしないかと考えるが、かりに今問題になっております茨城県の百里原であるとか、あるいは青森の三沢であるとかというところは標的を持っておる。地上にはあまり軍隊は持たない。また必要がない。しかし空だけはたくさん彼らを通っておる。そして防音の装置もしなければならぬし、また誤爆による住民の恐怖もある。こういうものについて実際は算定のしようがない。下を戦車がごろごろ歩いて道をこわせば、これは協定の対象、話し合いの対象になつてくる。しかし空を飛んでいるから道もこわさなければ、何もこわさない。しかし村民の受ける精神的被害、実際の被害はかなり大きいものがある。そういうものを一体だれが補償するか。どこかでやはりこういうものを補償するという建前をとらないと、ただ特別交付税やあるいは基地交付金の中でこれをまかなつておるからよろしいのだというには私ははならないと思う。さっき申し上げたやうに、住民感情というものは、なかなかそういうことを許さない。これだけわれわれは被害を受けているから、

政府も何とか考えてくれないとよきなものだということとは当然出てくる。だからそういうような問題について、どういふふうにお考えを願つてゐるかということを実はただなのであります。

きょう私は汽車の時間の関係があつて長くここにおられませんが、そこで一つ聞いておきたいと思ひますことは、これは各基地で今起こつておる問題であります。例の、学校の建築を防音建築にしなければならぬということでありまして、各基地のあります、いわゆる飛行基地を持つておるところはどこでも起こつてゐる。厚木にしてもあるいは板付にしても小牧にしても、どこでもこういう問題が起こつて、今建築がされておる。その場合に、法律では一応政府が全額負担するといふことになつてゐる。大体額から言へば一校一億くらいの割合で出しておる。ところがここにいささか矛盾があるといひます。問題になりますのは、法律の文面では全額国が出すことになつておりますから全額支給するといふが、かりに一億あるとすれば、その中の一割は当該市町村の負担になつておる。その理由としてどういふことを言つておるかといふと、政府で全額立てかえるから、古い校舎の値段が大體一割くらいだからこれを一応市町村に払い下げるといふ形をとつてゐる。その価格は大体一割くらいだ、なかなか政府もこまかい勘定をしております。従つて一億の学校を一つ建てようとするれば一千万の地元負担といふものが当然出てくる。ところが帳面づら、表面は全額国庫負担であつて、

実際は一千万円の地元負担が出てくるというのが当然であります。古い校舎を払い下げてもらったからといって、これを一千万円に売れるわけでも何でもありません。こういうものは、ばらして公会堂や小さな村民の集まる場所ぐらゐに使える方がいい方であつて、大体使ひものにならないのが当然であります。もうなつて参りますと、そこにもそういう負担が実は出てくるわけでありまして、だからそういうものを交付税あるいはその他で一体自治省は見るとどうかということですが、これはこまかい問題のようでありまして、これを受けております一つの村——たとえば神奈川県におきましては厚木の飛行場がある。大和を中心にして綾瀬、大和、座間、海老名というふうな地区あるいは横浜も一部ありますが、ほとんど全部といつてよいほどの学校は建てかえなければならぬ。一年に一つか二つずつ建てると、これはさつき申し上げましたように表面は全額国が建てるのだが、一割はどうしても地方が負担しなければならぬという形になる。そういうものも、どんな形で政府が地元負担のないようにしてあげないと、当然国の施策でこういうものが出ておるにもかかわらず、地元はそういう負担をさせられておる。こういう矛盾が基地のある全国にあると思う。そういう問題に対してどういうふうに交付税との関係をお考えになつてゐるのか、あるいは特別の交付税でまかなうか、その辺を一つこの機会に明らかにしたい。

たしておるわけでありまして。現在とつております措置は、残りの地方負担額について地方起債を認めるということ、で一応学校建築をやつてもらつております。ただ弱小の町村で、地方債を起こしても、将来の元利の払いに困るといふような問題のある団体もございまして。愛知県のある町、名前を忘れましたが、残りの負担額につきまして、基地交付金と特別交付税とを合わせれば完全には補てんできるといふふうな形のものでございまして。個々具体の町村の実態によりまして、今申し上げるような方法で考えていきたい、こう考えております。

○門司委員 これだけにしますが、そうするとこういうふうな解釈しておいてよろしいですか。そういう問題は、当然国の施策から来る地方の自治体の特別の負担といふものについては、大体今は起債だといふことは、私もかなり事情は知つてゐるわけです。行なわれにしてみても、これは借金でありまして、自治体に金をくれたわけじゃないのです。私はそういうことが不都合だと考えてゐる。それで、これに対して、自治省で何か特別にお考えになる意思はございせんか。こういうものを全部特別交付税の交付金の中に入れるといふことは、実はずっと前から考へておつたことですが、あまきよくない。特別のケースであつて、しかも責任は国が負うべきものであつて、地方の自治体全体が共通して負うべき筋合いじゃないか、当然行なわれる地方行政の中、地方財政の中で、地方の自治体が共通の問題として責任を持つべき問題でありながら、その財源が少くないというふうなこと、災害その他というふうな問題の場合にはやむを得ぬと思ひますけれども、この基地の問題だけは国の特別な施策——施策といふのでなくて、処置に基づく問題であつて、これはやはり特別の財源措置が必要であるといふように考える方が妥当だと私は思ふので、すけれども、そういう点のお考えはございせんか。

○奥野政府委員 現在とつてゐる措置は先ほど申し上げた通りでございましてけれども、その地方債の元利償還額をどう見ていくかということになります。現在、このところ特別な措置はとつていないわけでありまして。ただ基地所在の市町村の特別交付税を算定したしまつ場合に、今のうちに負数を抑へていくのがいいか、あるいは個別にそういう元利償還額などを拾ひ上げていくのがいいかというふうな問題もございまして、次の特別交付税の配付に間に合いますように十分検討させていただきます。こゝろ、こゝろに思ひます。

○門司委員 ほんとうに検討して下さい。この起債に対しても全然交付税の中に見られないわけじゃないでしよう。いわゆる辺地その他におけるいろいろな問題等はちゃんと交付税の対象になつてゐるのだから、辺地といふのも国の施策ではないが、これらは少なくとも国の建前から言へば、やはり地理的にそういう条件を持つてゐるというところで、普遍的な一つの行政の中から出てきたものだといふふうに考えても差しつかえないかと思ふから、これが交付税の数字の算定の基礎の対象になつてゐるといふことも私はよろしいかと思ひますけれども私の考え方としては、どうも今のようなことではなくて、やはり基地周辺に対する国の当然の責任において行なうべきものについて、国が何らかの方法を立てていくべきではないかというふうに思ふは考へておるわけでありまして。その点なお十分一検討していただいて、そうして基地の全体の問題として、自治省はもう少し真剣にこれを取り上げてもらいたいといふことだけを申し上げて、きょうは一応質問をこれで中止したいと思います。

○太田委員 関連して、奥野さんにもちつと資料を出していただきたいといふことでお尋ねをするのですが、まず第一は各種の補正でございまして。この補正が、非常に強化する、強化したといふことが書いてありますけれども、その補正係数の資料は実は拝見していただけないのですが、これは省令、政令でお定めになる予定でしようけれども、一つその案がありまして、この際御提出をいただけないかと思ふのです。これはどんなものでしょう。

○奥野政府委員 補正係数は自治省令に規定されております。そのうち特に今度市町村の應得補正の係数を若干改めて、九種地以下の市町村に傾斜的に財源を振り向けたいと思ひます。そういう意味の資料だと思ひますが、そういう関係の資料を提出いたします。

○太田委員 それから「地方交付税関係資料第四十三回国会」といふ自治省の資料ですね。この「昭和三十八年度地方交付税算定方法改正案」これは私が見違へておるのか、考え違ひか、どうなつてございましょう。一のことろに、道府県分の単位費用を引き上げた、道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業の実施に必要な単位費用の引き上げの中に、「都市計画費」というのがありますね。これは新しく今度おつくりになつたのですか。これは何の意味でしよう。

○奥野政府委員 都市計画事業の中に街路事業費が含まれております。街路事業費の分は道路整備五カ年計画の中に取り入れられておるものから、そういう区分をしておるわけでありまして。

○太田委員 そうすると、それは道府県ですら、別に都市計画費として単位費用幾らだといふふうな数字の資料がありませんね。どこにあるのですか。

○奥野政府委員 今お話しになつてゐる資料じゃないに、こゝろに、こゝろに、行政項目ごとの単位費用の一覧表を出してゐると思ふのでございまして、なお今の費目の内容につきましては、交付税課長から御説明させていただきます。

○山本説明員 道府県分の都市計画関係の経費は、測定単位として経費の種類別といたしましてはその他の土木費で測定をいたしておるのであります。お手元に御配付してございまして「昭和三十八年度各行政項目別単位費用算定基礎」といふ冊子がございまして、これの二十七ページをごらんいただきたいと存じます。これの二十七ページをこらんいただきますと、その他の土木費といたしまして、「測定単位、人口、面積及び海岸保全施設の延長」といふ

のがございまして、このその他の土木費の中で算定いたしております経費の事務内容の説明がございまして、この際、二十六ページの一番終りのところをございまして、都市計画費の最初に掲げてございまして、このことをさしているわけでございます。従いまして、道府県分は経費の種類といたしましてはこの都市計画費というものは出しておりませんが、その他の土木費の中で都市計画関係の経費を算定しております。この意味でそこに書いたわけでございます。

○太田委員 いわゆる補正係数の関係の資料を出したければ、さらに正確に詳細にしたいと思います。それからこの三十八年度地方交付税算定方法改正案の御説明は、あれを強化したあるいは割り増しを行なうことができるようにしたというのがありますが、この数字の資料というものは、この最後の方についておる五ページ以下から類推できるのをごいまいしょうか。強化したというのとはどこで類推できる資料がございまして、たとえば河川ですね。道路整備五カ年計画に基づくところの道路費の単位費用引き上げあるいは河川費の引き上げ、橋梁費の引き上げ、港湾費の引き上げ、こういうのがありますね。こういうものの資料は、この五ページ以下の資料だけでございまして、これ以外に強化しているのがわかる資料というのがありますか。ないような気がするのですが、いかがでございしょう。

○川村(総)委員 今太田さんからお話のありましたのに関連して、私も一つ積算基礎の資料をいただきたい。昨年

は市町村の小学校、中学校それから戸籍関係、この三つの積算された資料をいただいたのです。今度はその三つのほかに、全部は大へんですから県分の道路費の積算された内容を示した資料、この四つくらいの資料をいただきたいので、お願いします。

○奥野政府委員 資料の方は、できるだけ早急に整えて提出するようにしたいと思っております。

なお、太田さんのお話になりました部分は七ページ、八ページに書いてあることだと思っております。総体的には四ページに出てくるわけでございますけれども、「給与費、統一単価の改定に伴う増等」というものの以外が今申し上げました七ページ、八ページのところに書いてあるわけでありまして、費目別に列記してある数字がそれぞれござい

ます。○松島説明員 お手元にお配りしてございまして資料の四ページに総括表がございまして、そこをまず見ていただきますと、「給与費、統一単価の改定に伴う増等」という欄があります。これは給与改定その他のいわゆる統一単価改正に伴うものでございまして、それから二番目の「新規施策、算定方法の改正による増」というのがございまして、その中の(1)一般行政経費、県分の計で申しますと、百二十三億円という欄がございまして、その百二十三億の内訳がお手元の資料の七ページの「五、昭和三十八年度各費目別単位費用等改定主要内容」と書いてあるところにあるわけでございます。この府県分の一般行政経費の計の百二十三億七千万円、これが総括表の百二十三億に

いたすわけでございます。それから投資的経費の二百八十四億百万円は、その総括表の投資的経費の欄の二百八十四億に

○太田委員 その中で、一つ一つ見るとおっしゃればそれでもいいのですが、増加パーセントはアンバランスがありますし、非常に重点を置いたと言われるもののパーセントより、あなたがおっしゃらないほかの方にもずいぶん重点が置かれていられるように思うのです。だからこの説明の方と資料が食い違ってくるように感じました。私、私は質問したのですが、それで見るとおっしゃればけっこうです。港湾などは整備五カ年計画とおっしゃるけるけれども、パーセントからいえば県にしても町村にしてもわずか三%か四%しか伸びておられないから、これで大いに強化した強化したとおっしゃるとわからなくなってしまうのです。

それからもう一つ、たとえば財源の不足額と普通交付税と対比した資料で、二十六年ごろから十年間くらいは三十七年度の資料というのは配付されておりますから、三十七年度を拜見しますと、財源不足額が四千三百四十四億で、普通交付税が四千三百四十四億で、その差四十億というわけ、四十億円不足というのが明らかになったわけですね。こういう数字ですね。これはずっと三十七年、三十八年、三十九年、あるいは三十四年、三十五年、三十二年、三十一年、三十年、まあ十年間、もう少しあっていいと思うのですが、昭和二十五、六年くらいから

りましたらそれの一つ出していただきたいと思うのです。と申しますのは、交付税の二八・九%というものが、交付税の改正では直ってないわけですね。二八・九%はそのままになっておりますから、従って、はたしてこれによって行政水準の向上になるかどうかという点を考察するのに、少々資料が不足するようないろいろな点。地方行政水準の向上、特に貧弱団体に対する傾斜配分の強化などという点。これを説明するために、今の財源不足額、総トータルでよろしゅうござい

ます。○松島説明員 ただいまお尋ねのございました資料は、お手元にお配りいたしました資料の二十ページに、「昭和二十九年度以降の基準財政需要額、基準財政収入額、財源不足額、財源超過額等の変遷に関する調査」というのを

つけしてございまして、この一番最後の二つの欄に、財源不足額とその年の最終交付いたしました交付税の額が載っております。たとえば昭和二十九年度で申しますと財源不足額が千二百三十六億四千九百万円に

対して、交付税額が千四百四十四億六千万円であつた、以

下、三十三年度、三十四年度、三十五年度、三十六年度まで資料として差し上げてございまして。

○太田委員 いや、あなたのおっしゃった、たとえば財源超過団体なんというのが入っているのだから、財源超過団体は別に、不足団体を中心として——ここは差額が出てお

りません。これでは目算で差し引かないと出でこぬわけですね。数字が並べてあるだけで、適当に読みなさいということ。もうちょっと親切に、三十七年度四十億不足した、三十六年度六十四億不足したと、昭和二十六年度ごろから不足の徴候が顕著に現われてきて、三十七年度からい

のときは御承知の問題が脚光を浴びたことは御承知の通りですから、その資料のもう少し古いのがありませんか。三十年からということではなしに、二十六年くらいからできましてら出していただきたいと思

います。○松島説明員 御要求でございまして、二十六年からの分をつくりまして提出いたします。差引をしていないのはまことに不親切でございまして、不足をして埋め合わせのついでになかったのが二十九年度と三十三年だけでございまして、あとは全部補正予算等によりまして埋め合わせがついておりま

す。なお、二十九年からいたしましたのは、この年から交付税制度になりましたので、その区切りの意味でこの年度からいたしましたのでございまして、二十六年からの分をつくりまして提出

いたします。

○太田委員 松島さん、今の不足になつた場合にあるいは交付税の引き上げもありますけれども、引き上げてなお不足しておるわけです。引き上げの原因というのがまた区々でございましょうね。交付税率の引き上げというものもどこかに書いてあります。交付税率の推移というのでもないですね。交付税率の推移というのちよつとつけておいて下さい。その推移というのは、たとえば減取補てんというような意味においてなされた、片方で財源をとつたから交付税率を引き上げたというような場合は行政水準、こういうようにはなりませんね。そういう関係がありますから、一つ交付税率の歴史というものを少し出していただいて、わかりやすく資料をおつくりいただきたいと思ひます。それだけお願いしておきます。

○永田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

昭和三十八年三月十二日印刷

昭和三十八年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局